

令和2年 第1回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和2年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和2年3月6日

招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局理事 富永正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長	中嶋敏純	住民福祉部理事	栗山浩二
	(住民環境課)		

課長補佐	長谷裕志	係 長	池田麻夢
	(こども政策課)		

課 長	村田ゆかり	課長補佐	北野靖之
主 任	神崎勇典		

(地域安全課)

課 長 宮崎伸之

建設産業部長 日名子達也

(都市計画課)

課 長	山崎禎三	課長補佐	前田将範
	(土木管理課)		

課 長	中尾盛雄	課長補佐	田中廣幸
係 長	濱中 章	主 任	時津貴文

本日の委員会に付した案件

- 議案第 2号 長与町認可地縁団体印鑑条例
- 議案第 7号 長与町立児童館条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 町道路線の認定について

開 会 13時02分

閉 会 16時00分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

皆さんこんにちは。それでは早速ですけれども、議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。本議案は児童館の利用対象者につきまして、事実上の利用状況に則するよう所要の改正を行うものでございます。附則では施行日を公布の日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

資料でいただきました新旧対照表を見ますと、対象年齢が拡大されたのかなという気がするんですが、その点と、そして提案理由の説明が実情の利用状況に則すると書かれてありますので、この辺りの状況をもう少し詳しく御説明をいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童館は、そもそもの機能といたしまして利用対象者が18歳未満の全ての子どもが利用できる児童福祉施設というふうに位置づけされております。ところが長与町が開館当初は授乳室数であったり、おむつを交換するスペース等がきちんと確保ができなかったというところから、おむね3歳以上の幼児、18歳未満の子どもを対象とした施設としておりました。それが徐々に、おむつ換えのスペースであったり、授乳室の確保であったり、そういったところをここ数年掛けてまして整備を行ってきたところです。5館ともに、そういったスペースがゼロ歳児以上の子どもも御利用ができるようになったということで、今回、この時期に提案をさせていただいているような状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

実情に則するという事は、今の条例では3歳以上に限るということだったけども、

実情はゼロ歳から利用されてたということですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

実情としましてはおおむね3歳以上ということで、2歳の子ども、1歳の子ども、兄弟児と一緒に連れてきたという実情もございました。皆さんに利用がしやすいように、さらにおむつ換えや授乳室のスペースを確保しながら、きちんと整備が整ったということで、おおむね3歳以上をゼロ歳以上と改正をさせていただくということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

逆に、中学生、高校生が利用するということは実情としては無いんですよ。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

中学生までとそれ以上で人数の把握をさせていただいてるんですけども、中学生の利用はございます。高校生につきましては大人以上の中に数名入っているかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

児童館につきましては子育て支援センター。29年から利用してるので、条例は現行でずっと今まで来たということですね。そしたら元々乳幼児も利用しているのでそれを拡大して。以前も18歳未満利用はできたわけですよ、全部ですね。それがそのまま、ずっとこの条例のままだったということで今回改正ということになったわけですね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。
本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

議案第8号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、児童福祉法の規定に基づきます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。放課後児童支援員の資格要件につきまして、条例第10条第3項のいずれかに該当し、かつ都道府県知事が行う研修を修了したものとなっておりますが、指定都市の長が研修を実施できるようになったため「都道府県知事が行う研修」とあるのを「都道府県知事または指定都市の長が行う研修」に改めるものでございます。また、附則第3条第1項において定めていました研修受講の経過措置期間につきまして令和5年3月31日まで延長するものでございます。附則では、施行日を公布の日からとし、附則第3条第1項につきましては、令和2年4月1日としております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この場合、今度新しく指定都市の長ということが出てきたわけですが、長与の場合はそういうものに該当しないと思うけれど、やっぱり一応は条例改正しなければならないということですか、ちょっとお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

委員おっしゃるとおり長崎県内には指定都市がございませんけれども、例えば県外で研修を受けてこられて長与町に転入された方で支援員になるという方も想定をされますので、今回、条例改正をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありますか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

補助者と補助員の違いがどのように出てくるのか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

違いはございません。補助員というのが正確でございまして、補助者って誤りがありましたために、今回、整備をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この条例改正が可決されたとして、実際、放課後児童クラブとか学童の支援員たちで、この資格要件を満たすための研修期間が延長されるわけですが、支援員たちを目指している、資格を取ろうとされてる方々の研修計画みたいなことも町としては把握されていくのかどうか、それとももうこれはできましたよということで公布して終わりなのか。その辺りの条例が制定された先がどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

平成27年に支援法が新しく制定されまして、こういった制度ができたわけなんですけれども、県で実施をします研修が非常に受講者が多ございまして、希望者全員が受講することができないという状況にございました。申し込みをしても人数制限で受けられなかったというところがございまして、今回こういった経過措置の延長というような形で措置をとらせていただいております。本町におきましては、このペースでいきますと、あと2年すれば希望者の方が全員受けられるようなペースでいっておりますけれども、補助の対象が令和5年3月31日まで国も延びた関係で、合わせたところで令和5年3月31日までということで改正をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（竹中悟委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

この研修なんですけれども、私も支援員の先生から聞いたのではっきり覚えてないのですが、再度確認なんですけど、例えば年に1回行われて続けて何回研修を受けて、例えば週1回を3回ぐらいコースがあつて、それを全て受けて修了証をいただけるというような形があるかと思うんですが、そこを説明していただけますでしょうか。

○委員（竹中悟委員）

神崎主任。

○主任（神崎勇典君）

この研修ですけれども、まず年に1回、3か所に分かれてやっています。それぞれ回数としては4回受講を連続してやるような形になっております。その4回の研修を全て受けて、最後に終了のレポートを提出して、県の方で認定というふうになっております。

○委員（竹中悟委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

4回続けて受けて最後にレポートを提出してということなんですけれども、私もその支援員の先生とのやりとりだったので、例えば3回まで受けて自分が急病になって、どうしても次の4回目を受けられなかったという場合は、翌年その4回目だけを受けてレポートを提出してという、その3回が全く無駄になるわけではないようなことを言われたような感じなんですけれども、そういったものなんでしょうか。

○委員（竹中悟委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今4回という話だったんですけども、時間数は決まっております、受講する受講科目がございます。それが年度によって時間割が若干異なる場合があるということですので、引き続き4回目を受けられる場合もあれば、ひょっとしたら4回目が難しいケースもあるのかもしれないです。

○委員（竹中悟委員）

委員長交代します。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは議案第9号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。先程お配りをしました議案第9号の改正内容を御覧になっていただければと思います。本議案につきましては大きく3点の改正でございます。1点目が、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い従来の子どものための教育保育給付の認定と、今回新設をされました子育てのための施設等利用給付の認定を区別するため、支給認定の略称を変更し法と同様の表記に改めるものでございます。改正概要の1枚目を御覧ください。2点目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第7号の施行に伴い、家庭的保育事業の連携施設に関する要件につきまして基準内容の整合性を図るものでございます。3点目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第8号の施行に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更と条項ずれに伴う改正でございます。附則では施行日を公布の日からとしております。資料に新旧対照表をつけさせていただいてるんですけども、改正概要の1番に①、2番に②から⑤、3番に⑥から⑧をつけさせていただいておりますけども、どの分の関係でここが変わったのかっていうところを書かせていただいております。よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

改正概要という中で2点お伺いをしたいと思います。専門用語になっているので私も理解できていない部分があるのでお伺いしたいんですが、②の代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加。大まかで結構なので、このA型というのはどういったものを指すのかということと、④の事業者内保育事業所の連携確保義務の免除、これが具体的に、かみ砕いて言うとなんかということなのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まず1点目の小規模保育事業でございますが、保育者の居宅、その他施設で認可定員が6名から19名の小型の保育事業をされているところが小規模保育事業となります。なおかつ小規模保育事業はA型からC型までございますけれども、A型につきましては、保育士の配置基準が必ず1名必要ということと、職員の資格が保育士でなければならな

いというところ、あと保育室の平米がゼロ歳、1歳児が1人当たり3.3平米で、2歳児1人当たり1.98平米と、基準によってA型B型C型という形で変わっております。そして先程の④の3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設。保育所型事業所内保育事業というのが家庭的保育の中にあるんですけれども、通常は家庭的保育って0、1、2歳を受け入れている保育施設なんですけれども、すでに3歳以上の子どもも受け入れているという施設であった場合には連携施設を確保しなくてもいいという、連携施設の緩和が基準として定められたものになっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

36条の改正の中の一部なんですけども、私ずっと読んでおったんですが、36条の第1項及び第2項中「支給認定子ども」というのを「教育・保育給付認定子ども」に改正しますということ。それから同時に同条の第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に改正する。「本章」を「前節」という表現に改めますということ。それから「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、ここまで良く分かるんですね。最後に「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」をどうしようとするのかが抜けとるんじゃないかなと。今の2行目の「あるのは「除く。）」を、これをどうするという表現がないといけないのではないかと。私の勘違いかしれませんが、次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは」、次のカギカッコのように改めるとなっているんですが、この一番上の表現の2行目「あるのは「除く。）」と書きながら、次のことをもう書いてあるんじゃないかなということで、ここでどんなに改めると、どういうことととか、そういうものが何か抜けているんじゃないかという感じを、条例から見て、私の解釈間違いかもしれませんけどね。どうでしょうかということまで聞きます。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今の御指摘がありましたものにつきましては新旧対照表の16ページを御覧ください。16ページの上から9行目、現行が左側になっております。現行の上から9行目に先程

御指摘がありました「第13条第4項第3号中」からずっとありまして、これが右側の改正後の案、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る云々」から37条の手前の部分まで、ここに変わっているというところでございます。ですから、抜けてるということではございませんで、改正がされております。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

家庭内保育事業に当たっては、保育者の居宅もできるということだと思っておりますが、これには免許等所持しなくてもよろしいということと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育士の資格は必要ございませんが、一定の研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有する者として認められたものが対象となります。

○委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

長与町には、これに該当する施設はありますか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町内にはございません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

では、県内には該当するような施設はどれぐらいあるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長崎県内には小規模保育事業が32か所、事業所内保育事業が6か所、計38か所ご

ざいます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

14時10分まで休憩します。

（休憩 13時55分～14時11分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

皆さんこんにちは。それでは議案第2号長与町認可地縁団体印鑑登録条例の制定についての提案理由について御説明をいたします。昨年12月に地方自治法第260条の2第1項の規定により、本町内の自治会の1つが町より認可地縁団体としての認可を受けました。これにより当該自治会は不動産登記などの団体名義での登記等が可能になります。さらに、不動産移転登記などの手続きの際には団体の印鑑登録証明書の添付が必要となることから、昨年12月に認可された地縁団体にあわせまして自治省の通知の下、本町における認可地縁団体に係る印鑑の登録、それから証明書に関する事項について、認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領、これ自治省から通知が来てます。お手元に配付をさせていただいてる資料ですが、これに基づいて、地縁による団体の利便性の増進と取引の安全に寄与することを目的として必要な事項を定める長与町認可地縁団体印鑑登録条例を制定するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

印鑑登録をする場合、登録をする団体の代表者の印鑑が必要だと思うんですが、それは認可される団体の印鑑となりますか、それとも個人的な印鑑も必要となるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

登録の申請をするときは、登録をする印鑑及びその代表者の個人登録の印鑑も申請書に押す必要があります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは、例えば団体名称が変わったり、団体の代表が変わったときには、そのたびに全て変更しなければならない、また認可をもらわなければいけないということですね。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

団体の名称及び代表者名の変更がある場合は地方自治法に基づき変更届も必要かと思えます。それに加えて、登録をしている内容に名称変更等があれば印鑑登録も変更の届け出が必要になりますので、そちらは届け出をしていただく形になります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それは何年有効とか、期限とかあるんでしょうか。1回登録をしたらそれで一生よろしいということですか。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

印鑑登録については登録をした以降内容に変更がなければ有効なものになります。例えば、名称が何々自治会となっていたときに、登録をした印鑑に何々というのが入っていて、名称が変われば現在の登録事項と印鑑が不一致になりますので、その場合は変更届けをしていただいて、改めて名称等に沿った印鑑を登録していただく形になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これ初めてと思うんですけども、その前に認可地縁団体も役所に登録する必要があるわけですかね。まずもって団体を登録しておかないとできないということですか。

○委員長（中村美穂委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、地縁団体という形で自治会等がございますが、その地縁団体等が、先程も申しましたが不動産の取得登記をするために認可地縁団体という形で資産登録ができるようになりますので、その資産登録ができる状態の法人格を得た団体を当然登録して、そちらの方が印鑑登録をする形になっていると思っております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

言うなれば、この印鑑登録をしなくても団体という登録を何かの利便性で、印鑑登録を目的ではなくて何かをするために、そういう団体としての登録をしてないといけないのか。また、自治会という名前が出てるけど、地縁団体の幅がどこまでなのか。あるいは公民館の運営団体とか。地縁団体という中身がちょっと。これは印鑑のことだから印鑑だけで審議するか分からないけれど、まずもって地縁団体の登録制度というのが何々出てくるのか。そこのところを、ほかの県外を含めて何かあれば教えて欲しいですね。

○委員長（中村美穂委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

長崎県内で地縁団体として登録されている団体は、ほとんど自治会単位でございます。自治会というのは地縁による団体でございますので、一定区域に住まれている住民の方の自主的な組織になりますものですから、ほぼ自治会。公民館とか地区によっては呼び方も違うかもしれませんが、長与町では自治会及びコミュニティ組織。そういうものが該当してくることはなろうかというふうに思いますが、現在のところ自治会が単独で地縁団体に申請をされて、認可を受けてるという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

補足させていただければ、例えば青年団とか婦人会とか子ども会、スポーツ団体とか郷土芸能とかの伝統芸能の保存会、こういったものは地縁団体にはならないです。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今言った、そういう部分も、もしよかったら資料をもらいたいと思うんだけど。それが載っている資料。もしよかったら配布をお願いできればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

議案書の3ページ。上から登録年月日からずっとあるんですけども、団体の事業内容を書きなさいとは載ってないんですけども、そういうのは書かなくていいんですか。これから見ると、その団体の主たる事業とか、項目が上がってないけどもいいんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

印鑑登録には必要ございませんが、認可地縁団体として申請をするときには、そういった事業内容とか会員の名簿とか約款とかいんなものが必要になっているようです。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

9条で交付があるんですけども、この場合は自ら来なさいということになっているわけですね。最近コンビニ発行とかできつつあるみたいですけども、この場合はあくまでも来てから交付をお願いしたいと。そういうことになってるわけですかね。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

認可地縁団体の印鑑登録証明書を交付する際は、長与町の方で登録をしております印鑑登録原票というものがあるんですけども、登録のときに押していただく印鑑の印影、そちらと実際に申請書にその登録印を押していただいて、その2つを照合して初めて印鑑証明が交付できる形になりますので、代表者に出向いていただいて、もしくは代理人も立てることができるようになっておりますので役場に出向いていただいて、申請をしていただくようにしています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

通常印鑑証明というのは、不動産売買であるとか貸借、銀行でお金を借り入れるとかそういうふうに通うわけですね。この認可地縁団体で、自治会自体がその土地を動かすとか売るとかそういう目的があるんですか。そういう例があったら教えてほしいし、

そのほかにこの印鑑証明を作る要素が何なのかなというのを知識がないもんですから、教えていただけたら。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

私どもも登記とか精通はしていませんが、調べたところによりますと不動産の売買、それから贈与、そういったものを原因とする所有権移転をする際に印鑑証明書が必要となるようでございます。例えば、所在地を登録するんですが、そういったものが変わった場合も、所在地はここですよというふうな登記をするらしいんですけども、そういったものが変わる場合は間違いなく、これはこういうふうに変ったという意思表示の添付書類として印鑑証明書が必要だと。それから、例えばその自治会が法人格を有しておりますので売買契約をする。もしくはリースとか賃貸契約をする場合とかに、印鑑証明書の添付を求められる場合があるというふうにご確認をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

先程、例があったらと言われたんですが、町内で初めての認可地縁団体ということで、そういう例があったかというのはよく存じていないわけですが、今まで自治会の中にあります集会施設とかを登記するとなったときには、自治会長名義とか共有名義という形で、そういうふうな取り決めがされてたんでしょうけれども、そういうことで年々相続関係が生まれてきたと。そういうときにまたトラブルが発生して自治会での問題になっていたというようなこともございまして、そういうことで自治会の法人格の取得を可能にするような地縁団体というのを町に申請して、町が許可をするというような流れになっておりまして、認可地縁団体になりますと法人格になるもんですから、今度は自治会の方が使ってる集会所とか、その土地とか、広場とかそういうのを自治会で所有することができるということになってまいります。その後にもまた移転登記とかが発生するときには印鑑登録が当然必要になってくるというようなことで、今回印鑑登録証明という形でこの条例を制定して、そういうトラブルの発生を抑制するというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると、基本的に自治会というのは個人の諸要求をしたり、いろんなケースがありますよね。それを法人化して1つの組織として認めて、行政との話し合いをするときに非常に利便性があると。そういう単純な感覚でいいわけですね。

○委員長（中村美穂委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の認可地縁団体の申請に関しましては、おっしゃったとおり自治会の集会所の大規模改修を行いたいということがございました。その際に、自治総合センターのコミュニティ助成事業に集会所の改修補助金制度がございました。その補助金を申請するに当たって、自治会が申請する場合は認可地縁団体となって申請をしていただくというのが要件化されておりましたものですから、自己資金が足りないということで町と話し合いをした結果、そういう補助金制度があると。その代わり補助金を申請するに当たっては、認可地縁団体となっただけが必要がありましたものですから、今回はそういう集会所の修繕のための資金を調達したいということで申請をされたという経緯がございます。当然、認可地縁団体になりますので、不動産登記ができるようになることは間違いないと思いますが、それ以外に特にいろいろなことに使えるかといったら、認可地縁団体についてはそういう設定がされておりませんので、今言われたように集落センターの登記をしたり、修繕をするための補助金の要綱の1つに入ってるという形でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕も前自治会長をしていたので、公民館の建て替えなど先にお金を借りて建てて、あとから回収して銀行に支払う。そういう制度も考えたこともあるわけですが。これによって、今度は連帯責任で役員とか何とかしなきゃならないことも発生してくるか分からないわけですが、それについての何か。まだそこまではタッチしてないから分からないとか、印鑑のことだからということになるのか。そういうことがあったら協力してやらないといけないわけだから。何か気持ちがあれば、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

条例と離れるかもしれませんが。今言われたように法人格を得ることによりまして融資の可能性が出てまいります。こちらについては銀行と確認しまして、先程の資金繰りのこともありましたので御相談をさせていただいております。そして自治会に関しましては現在のところ収支決算が自治会費を集められて明瞭に行われてるということで、法人格になって貸し付けが行われる体制ではあると。今までは自治会としては法人格でございませぬので貸付制度には対応できなかった部分というのは、対応できそうな部分ではございます。また、実際に貸し付けを受けているケースも全国的には発生しております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○議員（岩永政則議員）

確認なんですけども、先程の説明で登録事項に変更があった場合は役場へ変更届を出してくださいと言われたんですが、2枚目の左の方の2の登録事項の修正。これでいけば職権によって修正をするものとするということで、この登録事項というのは1枚目右側の5番目のほぼ真ん中にある次の事項を登録すると。アからケまでこういうものを登録をするわけですね。登録原簿がここにできた。例えば代表者が自治会長であれば、自治会長が2年なら2年で代わったと。そういう場合は住所も当然変わるわけですから。そういうものは職権ですと2枚目には書いてあるんですよ。変更届をするなら様式か何かがあるんじゃないかなと。登録をしてですよ。例えば私なら私が自治会長、代表者であった、そうしたら1年したら代わったと。そうすると、どういう様式で出さないといけないのか。そういう様式も既にないといけないと思うんですよ。そういうものは出さなくても職権で行うと書いてあるからですね。話し合いの中で確認して、職権でやるのかなと。これでいけばですね。どっちがどうなのか。確認の意味で質問します。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

大変申しわけございません。廃止と忘失以外は職権でできるとなっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○議員（岩永政則議員）

先程言いましたように変更届など、そういうものはもう廃止届以外は様式等もないと。口頭で、話し合いの中で、職権で確認して職権で変更するということになるわけですね。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

おっしゃるとおり、廃止と忘失以外については地方自治法に基づく変更がされたときは自治会の方に申し出ていただく。変更されたときは告示もありますので所管課が把握をしておりますので、そちらとも連絡をとり合いながら職権で修正を行ってまいります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

提案になってしまうんですが、第4条に当該登録申請を受理しないものとするという内容なんです。そこで、上の見出しが（登録印鑑の制限）になってるわけですね。よその条例を見てみますと、1認可地縁団体につき印鑑は1個とする。それが登録印鑑の制限になってるんですね。本町の場合は当該登録申請を受理しないものとするという内容

ですので（登録申請の不受理）とした方がスムーズにいくんじゃないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今回の第4条の見出し（登録印鑑の制限）というふうにさせていただいたのが、町の個人の長与町印鑑条例がありますのでそちらと文言を統一させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そうなる、内容と見出しが合わないんですね。印鑑の制限ということで。だから、この場合は当該登録申請を受理しないものとなっているので、じっくりいくのは登録申請の不受理だと思いますが。よそも大体登録申請の不受理となっているんですが、もう1回しっかりと審査していただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

係長からも説明があったと思いますが、個人の印鑑登録条例についても印鑑登録の制限ということで若干文言は違いますが内容的には整合性は十分とれているという判断をしております。例えば不受理とか制限とか、いろんな表現の仕方が各自治体で異なることは多々あることなので、基本的には個人の印鑑登録条例と合わせるような、著しく違いがないように努めて条例制定をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○議員（岩永政則議員）

印鑑は1団体1個ですよね。これはもう最初から決まっているわけですよね。そうすると第4条で登録印鑑の制限の中で（1）、例えば私は長与ニュータウン中央区なんです。そういうものに代表者等の氏名とかそういうのが入っていなければだめなんですよ。整理してみると、長与ニュータウン中央区自治会として認定を受けたとしますよね。そうすると1個ですからこの1項だけでいけば、両方書いてなければだめじゃないかなとも受け取られるわけですよね。「又は」ではあるんですけど。中央区自治会だけでいいのか、登録をするのにな。2条の2で1個登録しますよね。その場合に、それに

もし名前を入れないといけないとなれば、何年に1回か代表が変われば印鑑をまた変えないといけないわけですね。そういう面倒さがあるわけで。例えば中央区自治会の自治会で良いんですよということであればずっと変えなくて良いわけですね。それはそういう理解をして良いわけですかね、この場合は。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

第4条1項が「認可地縁団体の名称又は代表者の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないもの」という形になりますので、認可地縁団体の名称のみでも大丈夫ですし、代表者等の氏名のみでも大丈夫ですし、それが組み合わさって認可地縁団体の名称及び代表者名の名前が入っているものも登録できるものになります。それが全く一切入っていないものについて登録ができないですよという条文になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

5条の3号が名称、自治会なら自治会、ニュータウンならニュータウン中央区自治会。6号で登録者の資格ということで代表者がこれに入るのかなという気がしてたけども、今のだったら、ただ吉岡清彦だけで登録して地縁団体でいいのかなという気もするけど、やっぱり名称と代表者があって初めてその印鑑登録が成立すると思うけど、それでいいんですね。もう1回はっきり、自治会の名前と自治会長の名前が2つあって初めて大きな要件が出てくると思うけれども。もう1回よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

登録をする事項としては自治会名及び対象代表者の氏名は必ず必要になりますが、登録をされる印鑑については団体名と代表者名が必ず入っていないといけないというわけではありませんので、印鑑は団体名のみでも登録が可能となります。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

仮の話なんですけどニュータウン東。本来、私はその認可地縁団体の代表でもないのに、私が自分の名前で認定してくださいと申請をした場合にそれがどうなるのか。条例を見ますと13条のところで適正な実施を図るために必要な事項について調査することができるので、恐らくここで本当にそれが間違いないものか審査をするのかなという

ふうに理解するんですが、そういう理解でいいのか。「調査することができる」と書いてあれば、逆に言えば調査しない場合もあるのか、ここは「調査しなければならない」でない、町として責任持ってそれを認定できないんじゃないかなという気もするんですが、その辺りの見解があればお聞かせいただけないでしょうか。例えば偽造防止ですよ。架空の団体を作って登記するというようなことを防がなければならないと思うんですが、そういう手立てがされているかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

ここの質問調査の条文ですが、これは一般の個人の印鑑登録条例と同等に規定をさせていただいております。やはり基本的な目的は申請者が不正をしてないとか、個人の分についてはなりすまし登録、こういった事案が過去にもあっておりますので、そういった際に、こちらの方がその申請に関するいろんな事項を調査するということと同等の、申請者の保護も含めた質問調査をすることができるという条文規定であると思います。それと、その「できる」というところですが、個人の印鑑登録条例の方と合わせて規定をしております、表現の問題だけであって、特に大きな問題ではないと考えておりますので、御理解をしていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

この認可地縁団体の代表者。当然そういう形で申請がなされて、代表者の印鑑登録をされるということで、自治会の中でも規約があり総会をし、そういうことで自治会の中でもチェック体制があり、それをまた町で受理するというなことでなっておりますので。それは認可のときの話ですが、その流れで今度は印鑑登録をするときに、当然町でもチェックをさせていただくようなことになろうかと思っておりますけれども、そういうところで、この文言に「できる」となっておりますが、当然、町でもチェックはされるんだろうと思っています。例えば、個人の場合でも申請があつてというようなところでは、やはり、内部でもいろいろと住民票とか住所があるかというようなチェックは当然したのちに登録をするような形になると思いますので、文言的に「できる」というような表現をしておりますが、そういうところで御理解をいただきたいと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この条例の内容について何かベースになるようなもの、何を基本にこれを持ってきたのか。国や県なりどこかが示すようなものがあったのか。あるいは、どこかの条例を調べて、これが一番良いということで勝手に作ったのか。その辺りはどうなんでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今回、上げさせていただいた認可地縁団体印鑑条例は、お手元にお渡しをしております自治省から出ております認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領を参考に条例を制定させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

事務処理要領は十分分かるわけですが、第1条から10何条まで、この文言は何かを参考にして作ったのか。どうしてこういう条例になったのか、1条1条の文言ですね。国県なりが示したものであるのか、あるいは先程言ったように自分たちで先進地を調べて。これ、もうだいぶ前にできているわけですから。いろんな所が作ってあるわけですよ。そういうものを参考にして作ったんですか、どちらですかということです。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今回の条例案を作成するに当たり参考になっているのが、先程申し上げた事務処理要領及び既に条例を制定されている他自治体のものを複数確認させていただいて、条文を作らせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今に関連して、私も特別こだわるつもりはないんですけども、この事務処理要領をベースにして作ったということなんですけども、1点。今回出されている議案の2条2項。1認可地縁団体につき1個とするというこの条項は、この要領の中では登録印鑑のところに記載がされてあるので、それから言えば今回出されてる分では登録印鑑の制限の冒頭になるのかなと思うんですけども、そうではなくて登録資格等のところに記載されてるのは何らかの考え方があって条を変えたのか。その辺りは何か特別理由があるのか。これだからだめとか言うつもりはないんですけど、何かこっちが良いという判断されたもの

があるのであれば、それをお聞かせいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

第2条2項に制限は1個とするっていうのがあるんですけども、今回作らせていただいたのが、事務処理要領及び他自治体の分を参考に作らせていただいた分もあり、先程申し上げた個人の印鑑条例に合わせているところがありましたので、印鑑登録の制限ではなく登録資格の方に、他自治体も参考にしながらこちらに入れさせていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

15時10分まで休憩いたします。

（休憩 15時02分～15時10分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

それでは、議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明をいたします。令和2年4月1日施行の民法改正におきまして、同法制定以来の社会、経済の変化への対応を図り国民一般に分かりやすいものとするなどの観点から、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行ったことを踏まえ、今回、町営住宅の管理に関する規定の改正を行うとともに、併せて所要の改正を行うものであります。条文の変更内容につきましては、国から出されております公営住宅管理標準条例を準用して変更しております。それでは改正内容につきまして御説明をいたします。なお条項が多岐にわたるため変更項目を集約して御説明いたします。まず第5条第5号におきまして入居者の公募の例外

の範囲の拡充について変更を行っております。第6条第1項におきましては入居者の資格の範囲の拡充について。第11条の2におきましては連帯保証人の極度額を入居時家賃の24か月と定めることについて。第14条第4項、第15条第3項、第31条第1項、第31条第2項、第33条第1項、第36条第1項、第39条、第40条、第53条第1項、第54条におきましては特定の入居者の収入の申告や家賃の決定等に関することについて。第19条第3項、第19条第4項におきましては敷金の還付の範囲、時期について。第21条第1項、第21条第3項、第22条第4項におきましては町と入居者の修繕費用の負担の明確化に関することについて。第42条第3項におきましては不正入居者の家賃に係る利息について。以上、改正を行っております。このほかに第32条の2、第5条、第6条第1項、第6条第1項第3号、第6条第2項、第7条第2項、第9条第1項、第11条第1項1号、第11条第3項、第19条第2項、第23条第2項、第32条第4項、第33条第1項、第42条第1項、第42条第1項第3号、第43条第1項、第49条、第54条、第63条第1項、第63条第1項3号。こちらは字句の修正と削除を行っております。附則として施行日を令和2年4月1日としております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりましたが、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、皆様のお手元に新旧対照表が配られました。この資料に基づいて、再度説明を求めたいと思います。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

それでは改正内容につきまして再度御説明をいたしたいと思っております。先程と同じようにある程度集約して御説明をいたします。まず第5条第5号におきましては入居者の公募の例外の範囲の拡充について変更を行っております。第6条第1項におきましては入居者の資格の範囲の拡充。11条の2におきまして連帯保証人の極度額を入居時の家賃の24か月と定めることについて。第14条第4項、第15条第3項、第31条第1項、第31条第2項、第33条第1項、第36条第1項、第39条、第40条、第53条第1項、第54条におきましては特定の入居者の収入の申告と家賃の決定に関することについて変えております。第19条第3項、第19条第4項におきましては敷金の還付の範囲、時期について謳っております。第21条第1項及び第3項、第22条第4号におきましては町と入居者の修繕費用負担の明確化に関することについて。第42条第3項におきましては不正入居者の家賃に係る利息について改正を行っております。このほかに字句の修正をかなりやっております。条項につきましては割愛させていただきたいと

思います。以上よろしくお願いいいたします。

○委員長（中村美穂委員）

配付資料の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
安部委員。

○委員（安部都委員）

まずは、第11条第1項のところでは保証人が連帯保証人に改められることになって、これは保証人自体の責任が厳しくなるというのか。そこの説明が欲しいのと、それから第11条の2の連帯保証人の保証契約、新設だということで家賃の24か月分に相当する金額を極度額、ここのところの責任の履行など、もう少し説明をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず第11条の保証人を連帯保証人に改める分。こちら、今でも連帯保証人という形で実際はとっております。語句の修正という形にはなるんですが、現実に合わせて連帯保証人という言葉に改めさせてもらったものであります。その2の極度額についての24か月。基本的にこの債務を考えたときに、連帯保証人が保証する額という形で24か月ということを考えています。

○委員長（中村美穂委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

極度額を定めることは今まで保証人の責任が無制限に近いものがあつたものを制限を定めることによって、それ以上の負債を負わなくていいと限定したところが変更点です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、例えば居住者が4年、5年とか滞納した場合、連帯保証人がその2年間を極度額として払えば、3年4年と滞納してもおしまいというような形になってしまうのか、その辺りどうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

議員のおっしゃるとおり、保証人の責任は24か月分に限るということになります。

入居者の方は24か月に限りませんので、保証人だけが24か月で済むということです。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この24か月につきましては、新しい入居者で今後の話になるもので、過去の分についてはもちろん適応されません。24か月というのが丸2年です。実際のところは、そうならないようにする方が一番重要だと考えておりますので、これを適用することなくやっていくことが、私たちの事務を適正にすることだと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

例えば以前ありましたけれども、息子さんが働くことができなくてお父さんの年金と一緒に暮らしていて、そしてお父さんが亡くなったら家賃を滞納して全く払えないというようなケースが前あったと思うんですが。そのような場合2年間分を払えば、例えば以前訴訟に持っていったんですけど、そういったものは行われなかったということですね。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

もちろん保証人に対して24か月。本人には基本的に残ると。もちろん相続人とかです。先程申しましたとおり、その24か月にならないようにすることがまず大事だと考えておりますので、そうならないような事務を行っていかうと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

保証人の24か月というのは、この条例が改正されてから今から新しく入居される方に適用されるということであって、過去の事例に対してということでは全くないわけですよ。4月1日以降の契約にということ。すいません、確認をさせていただきました。ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号町道路線の認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議案第11号町道路線の認定につきまして提案理由を申し上げます。本議案は道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。今回対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の一括施行に伴い整備を行う区域内の町道で路線番号5001から5055までの全55路線でございます。詳細につきましては参考資料として初日に追加させていただきました町道認定路線一覧表、位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を丸、終点を三角で表示しておりますので御参照ください。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

この図面の中で色分けがなされてると思うんですけども、ピンクの部分とオレンジの部分、あとピンクの濃いと薄い。意味合いがあるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

色分けにつきましては幅員、例えば6メートルとか、そういった代表幅員で色分けをさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

幅員が同じ6メートルのものでも何色かに分けられているので、何か意味合いがあるのかと思って質問したんですが、特に違いに意味はないようでしたら、そうお答えしていただいても構わないんですが、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この色塗りにつきましては基本的にまず青い路線が大きな道路、高田南中央線ですね。緑が三千隠線。こういった大きい道路と区画道路の特に赤い色系。これにつきましては、路線が分かるように色分けをしております。それぞれ6メートル程度の道路を、もし同じ色だと区域の違いが分からなくなるので、そのための色分けで3種類ほど、もしくは4種類の色で色分けして、この道路が1つですよという形で分かるようにしております。それと黄色が特殊道路で歩行者専用道路ですね。こういったものを計上しております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありますか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

本会議の中でも御説明があつて理解はしてるんですが、委員会としても正式に記録に残すためにお聞きをしておきたいんですが、今回、この町道路線の認定を出さなければならなかった理由を、再度この委員会でも答弁をいただけないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず、新しく道路を造る場合、国費、交付金とか補助金とかを財源として利用する場合には必ず道路の認定、そして道路の区域決定が必須条件となっております。そのため今回、高田南の一括施工の中で新設の道路を造ろうと考えております。もちろん補助金、交付金を利用しようと考えております。実際のところ1本1本に切り分けることができないので、今回まとめて計上させてもらっております。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

補足で説明をさせていただきます。補助金、交付金につきましては昨年度の会計検査によって指摘があったものでございますので、昨年度より前の案件につきましては町道認定を付さなくても結構ですということでございました。令和2年度からは国費補助金交付時には必要であるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この図面の道路は基本もう変更はないのかと、あと道の尾公園内に道路ができた場合、町道として認定されると思うんですが、その場合補助金等どうなるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

まず、道の尾公園の所につきまして、こちらを買われた業者が2次開発という形で土地をどう造成するか、利用するかというのを計画されます。公共施設管理者の協議の中で将来的に町道として引き取る協議がなされるところでございまして、そちらにつきまして補助金は投入されませんので、問題ないかなというところでございます。あと、変更があるかということでございますが、可能性として全く無いわけではなく、造成計画の中でどうしても微調整なりが出てくる可能性ははっきり無いとは申し上げられない部分がございますので、若干距離が伸びたり縮んだりとか、線形が少し曲がったりとかいうような部分は出てくる可能性はあるというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今回の町道認定については補助金の問題で先行の認定ということになるわけですが、本会議でありました6年後終わったあとに正式にまた認定をやり直すということですが、これは会計検査が終わったあとですか。それとも施工が終わったあとの認定ということになりますか。どちらになりますか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

基本的には完成後すぐに認定。令和6年でなくて、もしかすると早くできた部分につきましては、随時、認定を行っていこうと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

参考資料の一番最後に道路認定路線一覧表というのが参考でついていましたので、それぞれの延長、幅員が分かるわけですが、議案の中にこういう延長とか幅員とかは入れておく必要はなかったのでしょうか。こういう参考資料は紙切れですからね。だから議決した証拠として、そういうものが必要でなかったのかなという感じはするんですが。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

議案としましては、路線番号及び路線名、起点終点、ここまでが議案ということになります。延長及び幅員につきましては今までは口頭で提案理由の説明のときにお話をしていたんですが、55路線もあれば1つ1つ書くのがなかなか難しいので、今回は参考資料という形で表にしてお渡しをさせていただいたというところがございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

参考資料3枚目の路線図で特殊道路、幅員3メートルの中に126号線というものがありまして、この地図で言うと下の方に湾曲した形が入って結構な長さがある。これがそもそもどういう役割がある道路なのかということと、それから131号線も特殊道路で、平面図でいくとかぎ型と言いますかね、かくかくとなってるんですが、これはどういう形状のものなのか。この辺りについて御説明をいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

路線番号5051、特殊道路126号線、計画延長が222メートル、幅員が約3メートルの道路でございますが、これは下の区画道路67号線から上に上がる道路でございます。遊歩道的な扱いで法の上を階段で上がっていくというような道路でございます。もう一つ、特殊道路131号線につきましては、下の赤で着色してあります区画道路52の2号線から上の橙色の52の1号線まで高低差がございます。これについては階段で上がっていく道路ということで、現在、考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この図面には無いんですが、こういう宅地を計画されるということは、通常、給水タンクなどを高台に設置してそこから圧で下ろしますよね。そういったところの保守点検のための道路なんかは大概団地なんかはあろうかと思うんですが、そういったものはここに予めつけなくていいのかどうか。それともこの地図には無いけれども計画をされているのか。参考までに分かればお聞かせいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

水道の話になるもので、私の記憶の範囲でお答えしたいと思います。こちらの中には水道の配水池というものは設ける予定はなかったと思います。現在の水道用地で自由が丘地区とかヤクルト団地地区、こういった所にも水源がありますので、水道管を繋げて圧力で送ることができる範囲と考えております。もちろんそれに伴う道路については、水道局の管理する道路となっております。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

なお、明日、明後日は休会といたしまして、9日9時半より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いたします。お疲れさまでした。

(閉会 16時00分)